

## 宮城県美術館ミュージアムショップ運営要領

### 第1 施設の概要

#### 1 宮城県美術館の概要

- (1) 施設名称 宮城県美術館
- (2) 所在地 仙台市青葉区川内元支倉34-1
- (3) 開館時間 午前9時30分から午後5時まで（発券時間は午後4時30分まで）
- (4) 休館日 毎週月曜日（祝休日の場合は翌営業日）  
年末年始（12月29日～1月3日）

#### 2 ミュージアムショップの概要

- (1) 所在地 宮城県美術館 1階（仙台市青葉区川内元支倉34-1）
- (2) 店舗面積 31㎡  
※倉庫5㎡については、一部美術館図録在庫も保管するため占有面積には含まない。
- (3) 付帯設備 陳列棚及びカウンター  
宮城県美術館（以下「美術館」という）の設置した設備等は継続して使用するものとし、これらの日常の維持・管理等は事業者の負担とする。ただし、美術館と協議のうえ、事業者が独自に用意する棚等设备を利用できるものとする。
- (4) 使用上の制限
  - イ 運営事業者は当該施設を美術館が承認した用途以外に利用することはできない。
  - ロ 当該施設は、管理者としての注意をもって維持保全に努めること。
  - ハ その他、美術館より決められた使用制限等を遵守すること。

### 第2 運営業務の概要

- (1) 店舗名称 「宮城県美術館ミュージアムショップ」
- (2) 営業時間 美術館の開館日の午前9時30分～午後5時
- (3) 求める機能

ミュージアムショップ（以下、「ショップ」という。）は、来館者の利便性や満足度を高め、教育効果を深める重要な機能を持っている。下記に示す4つの機能及び1つの役割を担保しつつ、事業者のスキルやノウハウを生かした効果的な運営と、美術館と連携した柔軟な事業展開を求めるもの。

#### ①展示に関連した知識・教養を高める機能

美術館の使命として行っている展示・公開と連動して、常設展・特別展の図録や関連書籍等を取扱い、展示品に関する知識や教養を深め、補完する。

②文化芸術に関する普及啓発を図る機能

美術館収蔵品に関するグッズや図録等を取扱い、美術館の教育事業等の理解をより深め、教育的普及・啓発を図る役割を担う。

③美術館の魅力を高める機能

デザイン性、オリジナル性の高い商品やユニークな商品を企画・製作することで、歴史・文化への興味・関心や美術館全体の魅力が高まり、ブランド力の向上に寄与する作用を持つ。

④開かれた美術館としてのアメニティの機能

ショップは、もう一つの美術館展示室として、文化芸術に気軽に触れ、立ち寄ることができる居心地の良い空間を提供する役割を担う。

⑤公共施設内で運営する施設としての役割

公共施設内で運営する施設であることを鑑み、その役割について十分認識した上で運営にあたること。

(5) 営業開始日

美術館と協議の上、決定すること。

(6) 店舗場所及びレイアウト

別添図のとおり（現地説明会にて配布）

### 第3 運営業務に関する事項

(1) 運営事業者は、「教育財産目的外使用許可」を取得し、運営する。

使用許可条件については、宮城県の「公有財産規則」及び「公有財産事務取扱規程」のとおり。

(2) 使用許可の期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日（予定）までとする。ただし、利用状況及び管理運営状況を勘案して支障がないと美術館が認める場合には、1年毎に更新することができるものとする。

(3) 使用料

宮城県の「教育財産管理規則」等に基づき別途定める。

(4) 経費負担

イ 運営に関する光熱費は別途徴収する。

ロ 付帯設備以外の営業上必要となる物品については、運営業者において準備すること。

ハ 運営上発生した廃棄物等は、運営業者の責任において処分すること。

(5) 権利譲渡等の禁止

使用許可物件を他の者に使用させ、又は担保に供することはできない。

#### 第4 ショップの運営に関する条件

- 1 受注者は、事業目的を遵守し、運営を行うこと。
- 2 この要領に従い、適正に運営すること。
- 3 敷地内禁煙のため、ショップ内も同様に禁煙とする。
- 4 営業日及び営業時間

##### (1) 営業日

美術館の開館日は必ず営業するものとする。ただし、やむを得ず臨時休業等する場合は、美術館に、事前に書面で報告するとともに、来館者へ事前に周知すること。

##### (2) 営業時間

午前9時30分から午後5時までとする。

美術館の閉館日、閉館時間中の営業は原則禁止とする。ただし、美術館から使用許可を受けた場合は、この限りではない。

##### (3) その他

月ごとの開店予定表を、前月末までに美術館に提出しなければならない。(様式任意)

#### 第5 営業及び販売に関する条件

- 1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業その他これらに類する一切の営業は禁止とする。
- 2 美術館の展示・催事に合わせた商品を販売すること。  
(事業目的に沿わない、商品の販売は認められない。)
- 3 美術館と別途委託契約を締結した上で、美術館が提供する図録を販売すること。
- 4 騒音、その他美術館内施設に、影響を与える商品の販売を禁止する。
- 5 国内外からの観覧者向けに、多言語化の対応を行うこと(翻訳機等可)
- 6 支払いについては、現金の他、キャッシュレス決済(クレジット・電子マネー等)に対応すること。なお、釣銭の両替について、宮城県美術館では一切関知しない。

#### 第6 図録等販売委託業務について

- 1 美術館が提供する図録の販売を行う。
- 2 図録販売のため、美術館と販売委託契約を別途、契約しなければならない。
- 3 受注者は、美術館が提供する図録を当館が指定する価格で販売し、美術館が毎月指定する日までに、図録の販売数量及び販売金額について報告すること。
- 4 美術館は、受注者が報告した図録の冊数に応じ、手数料を差し引いた代金を記載した納入通知書を発行する。受注者は指定された日までに、美術館へ図録代金を納入しなければならない。

- 5 図録の販売については、通信販売での対応を行うこと。
- 6 図録の在庫については、事業者の責任において適正に管理すること。
- 7 美術館は、適宜、図録の在庫状況について、検査を行う。

#### 第7 業務運営開始前までに行う必要な手続き等について

- 1 営業の遂行に必要となる行政上の各種許認可の手続き等を、事業者の費用負担で行い、その結果を、業務運営開始1か月前までに美術館へ報告すること。
- 2 業務運営開始日、1か月前までに、下記について美術館へ提出するとともに承認を得なければならない。なお、営業開始後、下記の内容を変更する場合も同様とする。
  - (1) 業務体制（運営責任者、業務従事者名簿、従事者数、勤務形態表等）
  - (2) 緊急連絡体制
  - (3) 販売商品及び価格表
- 3 1か月前までに、美術館へ「使用許可」を申請するとともに、業務運営開始前までに許可を受けなければならない。

#### 第8 その他運営に関する遵守事項

- 1 公共施設内のショップであることを十分認識するとともに、来館者に必要なサービスを行うこと。
- 2 ショップ運営に関する問い合わせについては、事業者において対応すること。
- 3 ショップ運営に係る苦情等について、美術館は一切責任を負わない。
- 4 美術館の求めに応じ、ショップの運営業務に関する資料を提供すること。

#### 第9 その他施設に関する遵守事項

- 1 ショップの周囲に、工作物や自動販売機等を設置することは禁止する。
- 2 ショップ内の増築、改築、内壁の色等の修繕・変更を禁止する。ただし、軽微なものについては、美術館と協議の上、決定する。
- 3 ショップ内のポスター、貼り紙、看板等の掲示は、公共施設であることを鑑み、節度をもった対応とすること。
- 4 ショップ外へポスター、貼り紙、看板等の掲示は認められない。ただし、美術館の目的外使用許可を得た上で行う場合は、この限りではない。
- 5 全館警備の関係上、午後7時まで、「使用許可」を受けた全ての物件について、施錠し退館すること。
- 6 館内施設・設備の保守のため、営業時間外、休館日等に、施設管理者が事前の通告なく立ち入る場合がある。
- 7 防火管理及び事件事故等緊急時の対応
  - (1) 火元責任者を配置し、従業員をはじめとする関係者に防火管理の徹底を図ること。

- (2) 災害時に備え、消火器及び消火栓等の消防設備や避難経路を把握し、火災時の初期消火やショップの来客の避難誘導が自主的にできるよう万全の措置を講ずること。
- (3) ミュージアムショップの職員は、美術館で開催される避難訓練に参加すること。
- (4) 事件・事故が発生した場合は、直ちにその旨を美術館に報告するとともに、速やかに解決のための策を行うこと。また、事後、遅滞なく書面により報告を行うこと。
- (5) 災害時もしくは美術館が緊急と認めた場合においては、ミュージアムショップの運営について美術館の指示に従うこと。

## 第10 その他事項

- 1 業務の開始及び終了に関する必要な手続きは事業者が全て行うこと。
- 2 店舗並びに倉庫への入退室及び出入口の施錠、鍵の管理については美術館の指示に従うこと。
- 3 販売商品等の搬出入並びに廃棄物等の搬出時間及び経路については、美術館の指示に従うこと。
- 4 美術館からの指示のほか、消防署の立ち入り検査等における指示については必ず従うこと。
- 5 美術館による電気設備の法定点検及び工事等に伴い、停電させる必要がある場合は、事前に日時等を通知の上、実施するのでそれに従うこと。なお、美術館は停電に伴う補償は一切行わない。
- 6 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合はその都度協議し、決定する。

## 【参考資料】

### 1 宮城県美術館の概要

- (1) 施設名称 宮城県美術館
- (2) 所在地 仙台市青葉区川内元支倉34-1
- (3) 開館日 昭和56年11月3日 佐藤忠良記念館は平成2年6月1日
- (4) 敷地面積 34,517.04㎡
- (5) 規模構造 鉄骨鉄筋コンクリート造  
本館 地上2階地下1階  
佐藤忠良記念館 地上1階地下1階
- (6) 延床面積 15,322㎡
- (7) 開館時間 午前9時30分から午後5時まで（発券時間は午後4時30分まで）
- (8) 休館日 毎週月曜日（祝休日の場合は翌平日）  
年末年始（12月29日～1月3日）  
その他、施設管理上、特別に閉館する日

### 2 開館日数・利用者数等の実績

|      | 令和2年度    | 令和3年度   | 令和4年度    | 令和5年度   |
|------|----------|---------|----------|---------|
| 利用者数 | 129,609人 | 82,858人 | 139,289人 | 16,723人 |
| 開館日数 | 213日     | 245日    | 210日     | 68日     |
| 閉館日数 | 153日     | 121日    | 155日     | 297日    |

※令和2年度から4年度にかけては、新型コロナウイルス感染防止及び福島県沖地震のため、開館日数が例年より減少。

令和5年度については、リニューアル工事により6月18日までの開館。

### 3 展示事業概要

- (1) 季節やテーマごとに合わせ、展示替えを行う常設展
- (2) 年間3回～4回開催する特別展

#### 令和4年度特別展の特別展

- ・特別展ポンペイ（会期：R4.7.16～9.25） 62,035人
- ・ドレスデン国立古典絵画館所蔵フェルメールと17世紀オランダ絵画展  
（会期：R4.10.8～11.27） 65,387人
- ・生誕110年傑作誕生 佐藤忠良（会期：R5.2.4～3.26） 4,666人

## 令和5年度特別展の特別展

- ・伊達政宗と杜の都・仙台－仙台市美術館の名品－（会期：R5.4.26～6.18）11,938人

### （3）教育普及事業のための館内施設

- ・キッズスタジオ、えほんのへや、創作室

### （4）文化芸術の普及啓発のための事業

- ・ワークショップ、公演会など。

### （5）催事の開催

美術館講座、ギャラリートーク、ワークショップなど